

2020 年 12 月 2 日

各都道府県ビルメンテナンス協会

会 長 様

事務局長 様

(公社) 全国ビルメンテナンス協会

会 長 一 戸 隆 男

【お知らせ】ねずみ昆虫等対策を効果的に行うためのしおりの発刊について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃より、当協会の事業運営につきましては、ご理解・ご支援を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

さて、害虫防除業中央協議会では、ビルオーナー様向けのパンフレット「ねずみ昆虫等対策を効果的に行うためのしおり」を作成いたしましたことをご案内申し上げます。

本パンフレットは、ねずみ昆虫等による被害等、ビルオーナー様のお困りごとに対し、飲食店を営むテナントとの契約に関するポイントをまとめております。ねずみ昆虫等の駆除だけでは限界があるため、ビルオーナー様における建築物の設計・建設時の対策や、ハサップに沿った衛生管理の実施等、ねずみ昆虫等対策を根本的に改善し、効果的な管理が行われることをねらいとしています。

本パンフレットは、月刊「ビルメン」1月号にて会員各位に1部お送りいたしますとともに、当協会のホームページからダウンロードが可能になっております。

つきましては、会員各位への周知や防除作業従事者研修等でご活用いただきますようよろしくお願い申し上げます。

また、今後、厚生労働省生活衛生課より各自治体生活衛生主管部に周知していただく予定であることを申し添えます。

敬具

記

パンフレット掲載先 URL : <https://www.j-bma.or.jp/publications/manual>

※パンフレットは予備がございませんので、ご利用の際はコピーをお願いいたします。

以上

.....【本件に関する問い合わせ先】.....

公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会 事業推進部 青木・下平
〒116-0013 東京都荒川区西日暮里 5-12-5 ビルメンテナンス会館 5 階

TEL 03-3805-7560 FAX 03-3805-7561 suishin@j-bma.or.jp

あなたの建物はねずみ昆虫等に狙われています

— ねずみ昆虫等対策を効果的に行うためのしおり —



ねずみ昆虫等の対策を効果的に行うためのポイント

ねずみ昆虫等は、発生防止対策や侵入防止対策を講じなければ、テナント様やお客様に常に衛生的な環境を提供できないばかりでなく、度重なる駆除作業が生じ、かえってコストもかかります。

現在、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律(建築物衛生法)」の規定のもとに、防除作業監督者(国家資格)を有した「建築物ねずみ昆虫等防除業」として都道府県に登録した営業所が全国に2600以上あります。

ねずみ昆虫等にお困りの際は、各都道府県のホームページで登録営業所の名簿が公開されていますので、ご活用ください。

なお、これらの営業所は、建築物衛生法の規定に基づき人と環境にやさしいIPM(総合的有害生物管理)による防除を実施しています。

IPM(総合的有害生物管理)を取り入れる防除がポイント

IPMとは、建築物における有効・適切な技術を組み合わせる利用しながら、人の健康と環境への負荷を最小限にとどめる防除方法で、「建築物衛生法」の「建築物環境衛生維持管理要領」と「建築物における維持管理マニュアル」に具体的な方法が示されています。

詳しくは別冊「IPMに基づくねずみ昆虫等管理の進め方(発行:害虫防除業中央協議会)」をご参照ください。

厚生労働大臣の指定を受けた両団体で組織された当協議会は、防除業務に必要な技術基準の設定、従事者の知識・技能の研修とテキスト作成等の事業を行っています。

害虫防除業中央協議会

厚生労働大臣指定団体

JAPAN PEST CONTROL ASSOCIATION **JPA** 公益社団法人
日本ペストコントロール協会
〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町3-3-4
電話:03-5207-6321 FAX:03-5207-6323
<https://www.pestcontrol.or.jp>

JBMA 公益社団法人
ビルメンテナンス協会
〒116-0013 東京都荒川区西日暮里5-12-5
電話:03-3805-7560 FAX:03-3805-7561
<https://www.j-bma.or.jp>

設計・建設時のポイント

建築基準法には、建設時に行う「建築確認申請時における保健所長の審査」に基づくねずみ昆虫等の対策が定められています。

防虫構造

窓や通風口には、網戸を設置する等、害虫が建築物内部に侵入しないような構造とする。

防そ構造

- 1) ねずみが建築物内部に侵入しないような構造とする。
- 2) 給排水管、配電管等を床、天井、側壁等を通させる場合には、その接点に座金を取り付ける。
- 3) 出入口ドアの下部の隙間は、ねずみが通過できない幅に金属板等を張った自動開閉装置を設ける等、防そに有効な措置を講じる。
- 4) 排水口、排気口等が外部と接する場所には、耐蝕性で堅固な金属網等の防そに有効な措置を講じる。

(東京都「ビル衛生管理の建築確認申請時審査に係る指導要領」より)



オーナー様として飲食店を営むテナント様との契約時に「善管注意義務」として盛り込むべきポイント

平成30年6月13日に食品衛生法が改正され、飲食業を営むテナント様にもHACCP(ハサップ)に沿った衛生管理が義務付けられました(令和3年6月1日完全義務化)。

HACCPとは、食品衛生上の危害を防ぐために、特に重要な工程を管理するための取組みをいいます。

そこで、オーナー様は「善管注意義務」としてテナント様との賃貸契約書に、下記の事項を盛り込むことが食品衛生上重要となります。

《善管注意義務として盛り込むべき内容》

- ①食品衛生法に定められたHACCPに沿った衛生管理を実施すべきこと。

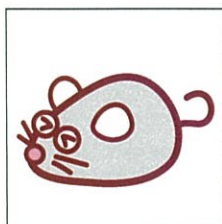
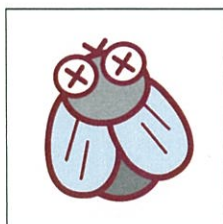
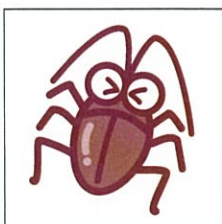
「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理のための手引書(小規模な一般飲食店事業者向け)」
(公益社団法人日本食品衛生協会)を参考にしてください。

- ②施設の清掃、保守点検、廃棄物の処理を適切に実施すること。

なお、これら項目の具体的な内容には、ねずみ昆虫等の侵入・発生防止対策が含まれています。

- ③ねずみ昆虫等の侵入や内部繁殖につながる店舗の内装工事時に実施すべきこと。

- 天井、壁等店内に隙間を作らない。
- パイプ類には座金を取り付ける。
- 間接照明は天井・壁に隙間を作らない。
- シャッターは上部に隙間を作らない。



HACCP(ハサップ)の考え方を取り入れた衛生管理のための手引書
(小規模な一般飲食店事業者向け)
公益社団法人日本食品衛生協会